

自動車臨時運行許可(仮ナンバー)の申請について

■自動車臨時運行許可制度とは

未登録の自動車や自動車検査証(車検証)の有効期限が切れている自動車は、公道を走ることができません。自動車臨時運行許可制度とは、それらの自動車が発行や検査などをするとき、許可を受けることにより公道を走ることが認められる制度です。「臨時運行許可番号標(仮ナンバー)」を貸出しますので、この仮ナンバーを自動車に付けることにより公道の走行が認められます。

1. 申請できる車輛

- 普通自動車(バス・大型トラック・普通自動車)
- 小型自動車
- 軽自動車
- 大型特殊自動車
- オートバイ(251cc以上のもの)

2. 運行の目的

◆臨時運行の対象となる目的

新規登録	未登録の車を登録(ナンバー交付)するための回送
新規検査	新車やナンバーのない車(抹消登録されている車や中古車)が車検を受けるための回送
継続検査	車検の切れている車を継続して使用するとき、車検を受けるための回送
その他	販売引渡しのための回送で販売先が特定している場合の回送 車検の整備のための回送で運行経路が特定されている場合など

臨時運行の対象とならない目的

- ・ 自動車を単に移動させるための場合
 - ・ 荷物を輸送する場合
 - ・ 販売のための試乗やドライブをする場合
- ※その他、自動車の車検、登録上必要な運行以外は許可できません。

3. 臨時運行許可の有効期間

申請日を含めて最大5日間です。

4. 運行期間が満了したとき

運行の目的や経路等から判断して、5日を限度に必要な最小日数を許可します。臨時運行許可の有効期間が満了したときは、その日から5日以内に、臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標(仮ナンバー)を返却して下さい。



■申請方法

1. 申請窓口

鏡野町役場 税務課 電話54・2985
 ※奥津振興センター・富振興センター・上斎原振興センターでは手続きできません。



出発地と目的地を結ぶ最短の経路に鏡野町が含まれている場合に限り
 ます。運行経路に鏡野町が含まれていないときは、運行経路上にある市
 町村で許可を得て下さい。

受付・返却時間

月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)
 午前8時30分から午後5時15分まで

2. 申請に必要なもの

1	自動車臨時運行許可申請書(税務課窓口にあります)
2	自賠責保険証(原本) ※ただし、運行期間中有効なものに限ります。
3	自動車検査証(原本) ※自動車検査証に代わるものとして、抹消登録証明書・自動車検査証返納証明書・完成検査終了証等
4	個人による申請の場合は、申請者の運転免許証 ※法人による申請の場合は、窓口に来た人の本人確認書類
5	申請者の印鑑 ○個人で申請する場合は、認印 ○法人で申請する場合は、社印
6	手数料(1件750円)

お問い合わせ先

鏡野町役場 税務課 電話(08668)54-2985

